

D-RISE performance group

— 規 約 —

第1章 総則

第1条 (名称及び所在地)

本クラブの名称はD-RISE performancegroup (以下「本クラブ」という) と称し、事務局を南島原市地域クラブサポートセンター内に置く。

第2条 (目的)

本クラブは、未来を支える子供たちが、いつでも帰れる場所と環境を創造し、スポーツを通じた健全育成ならびに社会で生抜く人間力の備わった人材の育成と一つの社会団体としてのコミュニティーの場となることで、地域に根ざしたスポーツ文化の発展・活性化への寄与を目的とする。

第3条 (活動)

本クラブは、前条の目的を達成するため次の活動を行う。また年間スケジュールに定めた活動を行うものとし原則として参加するものとする。

- (1) 練習、練習試合等の実施
- (2) 各種イベントへの参加
- (3) 遠征、合宿、イベント、等の実施
- (4) その他、目的達成のため必要と認められる活動

第2章 クラブ組織

第4条 (構成及び会員)

- 1 本クラブのチームは、県内に住む小学生以上により構成する。
- 2 チームに所属する小学生、中学生、高校生、社会人 (以下「クラブ員」) 及びその保護者を会員とする。

第5条 (入会手続き)

本クラブに関する入会手続きは、本規約に準ずることを承諾し、クラブ員にあっては、保護者の同意を以て、入会申込書を提出するとともに所定の方法で入会諸費用を納めることとする。

第6条 (退会・休会)

本クラブを退会・休会する場合には、前月末までに退会届・休会届を提出しなければならない。ただし、既に納入された会費の返金を行わない。

第7条 (会費)

会費は、月会費 1500 円を所定の方法で納入しなければならない。通常の活動

以外で実施する合宿や遠征等は、受益者負担とする。
また、一旦納入した月会費及びその他の諸経費は理由の如何を問わず返還しない。

第8条 (保険)

クラブ員は、入会と同時に本クラブが指定するスポーツ安全傷害保険（以下「保険」）に加入するものとし、費用は会員が負担する。加入手続きは本クラブが行う。なお、指導者の保険は本クラブが負担する。

第9条 (負傷時の処置と免責)

クラブ員が本クラブの活動中に負傷した場合には、本クラブが応急処置を施す。ただし、その後の治療、通院、入院等については、保険の範囲内で対応する。

- 2 会員は、本クラブにおける事故や盗難等の事故に対して何らかの賠償請求をすることはできず、本クラブも一切の賠償責任を負わないこととする。

第10条 (除名)

本クラブに関わる全ての関係者において以下のような事由があった場合、役員会の協議の上、退会させることができる。

- (1) 本クラブの名誉を損なう行為や本規約に違反する行為があったとき
- (2) 会員においてやむを得ない事情なく会費を滞納したとき
- (3) その他、本クラブの趣旨に反し、役員会が協議の上、不適格と認められるとき

第11条 (休講・閉鎖)

本クラブは、天災地変や社会情勢の変化、その他クラブの活動の継続が困難となる事由が生じた時は、無条件に休講、もしくは閉鎖することができる。

第12条 (会員遵守事項)

会員は本規約を遵守するとともに、本クラブの指導者の指示に従うこととする。また本クラブは、社会規範に反する言動や本クラブ、他の会員に迷惑をかけた者に対しては、相当期間本クラブへ参加不許可又は、退会を指示できる。

第3章 クラブ運営

第13条 (役員)

本クラブには次の役員を置く。

- (1) 代表、副代表、事務局、指導者、会員代表（保護者）、監事を含む10名以内
- (2) 役員のうち会員代表を除いて代表を1名、副代表を若干名、事務局を若干名、指導者を若干名、監事を2名とすることができる

第14条（職務）

代表は本クラブを代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表は代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 役員は役員会を構成し、この規約の定め及び役員会の議決に基づき本クラブの業務を遂行する。
- 4 監事は次に掲げる職務を行う
 - (1) 役員業務の執行の状況を監査すること
 - (2) 本クラブの財産の状況を監査すること

第15条（役員を選任）

役員は、総会で会員の中から選任し、代表、副代表、事務局、指導者、監査を定める。

- 2 会員代表は、会員の中からそれぞれ選任することができる

第16条（役員任期）

本クラブの役員任期は2年とし、再任を妨げない。会員代表及び指導者においてはこの限りではない。

第17条（総会）

総会は、第4条に規定する会員をもって構成し、毎年1回代表が招集し開催する。代表が必要と認めるときは臨時総会を招集することができる。

- 2 総会の議長はその総会の出席者から選出する。
- 3 総会は、次に掲げる事項について審議し決定する。
 - (1) 事業計画並びに収支予算及び決算
 - (2) 規約等の改廃
 - (3) 役員を選任及び解任
 - (4) 本クラブの解散
 - (5) その他重要事項の決定

第18条（役員会）

- (1) 役員会は、代表、副代表、事務局、指導者、会員代表（保護者）、監事をもって構成する。
- (2) 役員会は、総会の決議した事項の執行に関する事及びその他総会の決議を要しない事項の執行に関し決議する。

第3章 会計

第19条（会計）

本クラブの活動は次の収入により運営するものとする。

- (1) 会費
- (2) 協賛金
- (3) 寄付金品
- (4) その他の収入

第 20 条 （事業報告及び決算）

本クラブの事業報告書及び収支決算書は代表が作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

第 21 条 （会計年度）

本クラブの会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 4 章 補則

第 22 条 （細則）

この規約の施行についての細則は役員会及び総会の議決を経て、代表が別に定める。

第 5 章 附則

（施行期日）

- 1 この規約は令和 7 年 1 2 月 1 日から施行する。
- 2 本クラブの設立当初の役員は次に掲げる者とする。

代 表	原川	由樹子
副代表	宮崎	明美
指導者	原川	由樹子
会員代表	永石	稔子
監事	永石	稔子
事務局	宮崎	明美
- 3 本クラブの設立当初の会計年度は、第 2 1 条の規程にかかわらず、成立の日から令和設立年度の 3 月 3 1 日までとする。